第五条の見出し中「個別注記表」の下に「、役務別固定資産帰属明細表」を加え、同条中「別表第二」の下に「による役務別固定資産帰属明細表、別表第三」を加え、「別表第三による接続会計報告書並びに」を「別表第四による接続会計報告書並びに当該役務別固定資産帰属明細表及び」に改め、「準拠した」の下に「資産の整理の基準及び手順並びに」を加える。

第六条中「第五条前段」を「第五条第一項前段」に、「第五条の」を「前条の」に改め、「個別注記表」の下に「、役務別固定資産帰属明細表」を加える。

第七条を次のように改める。

（資産及び負債・純資産に関する規定の準用）

第七条　事業会計規則第二章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十一条　電気通信事業と電気通信事業以外の事業又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなければならない。ただし、その基準によつて整理することが著しく困難な場合は、その全部を主たる用途の事業の勘定に整理することができる。	第十一条　電気通信事業と電気通信事業以外の事業又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなければならない。 2　二以上の種類（別表第二の役務の種類の欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの役務の勘定に整理しなければならない。 3　前二項の場合において、当該基準によつて整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業の勘定又は役務の勘定に整理することができる。

第八条中「別表第二」を「別表第三」に、「別表第二に掲げる基準」とあるのは「別表第三に掲げる基準」に改める。

別表第二を削り、別表第一の次に次のように加える。

別表第二　役務別固定資産帰属明細表の様式（第5条及び第6条関係）

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度　自　年　月　日
　　至　年　月　日

（単位　円）

役務の種類	移動電気通信役務							移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
	音声伝送役務			データ伝送役務			小計		
	携帯電話	その他	小計	携帯電話・BWA	その他	小計			
電気通信事業固定資産									
有形固定資産									
取得価額									
機械設備　減価償却累計額									
帳簿価額									
空中線設備　取得価額									
減価償却累計額									
帳簿価額									
通信衛星設備　取得価額									
減価償却累計額									
帳簿価額									
端末設備　取得価額									
減価償却累計額									
帳簿価額									
市内線路設備　取得価額									
減価償却累計額									
帳簿価額									
市外線路設備　取得価額									
減価償却累計額									
帳簿価額									
海底線設備　取得価額									
減価償却累計額									
帳簿価額									
土木設備　取得価額									
減価償却累計額									
帳簿価額									
建物　取得価額									
減価償却累計額									
帳簿価額									
構築物　取得価額									
減価償却累計額									
帳簿価額									
機械及び装置　取得価額									
減価償却累計額									
帳簿価額									